

堺市公報 第335号	令和6年10月25日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

○堺市景観条例施行規則の一部を改正する規則

【建築都市局都市計画部都市景観室】…………… 2

<告示>

○土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について

【環境局環境保全部環境対策課】…………… 10

<公告>

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について

【市民人権局市民生活部戸籍住民課】…………… 10

○堺市立梅文化会館の指定管理者の指定について

【文化観光局文化国際部文化課】…………… 11

○堺市立西文化会館の指定管理者の指定について

【文化観光局文化国際部文化課】…………… 12

○堺市立東文化会館の指定管理者の指定について

【文化観光局文化国際部文化課】…………… 13

○堺市立美原文化会館の指定管理者の指定について

【文化観光局文化国際部文化課】…………… 14

○堺市立歴史文化にぎわいプラザの指定管理者の指定について

【文化観光局文化国際部文化課】…………… 14

○建築基準法第86条第8項の規定に基づく公告

【建築都市局開発調整部建築安全課】…………… 15

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 15

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 16

<消防局公告>

○指定催しの指定について

【消防局予防部予防査察課】…………… 16

＜上下水道局公告＞

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について

【上下水道局サービス推進部事業サポート課】…………… 17

規 則

堺市景観条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第84号

堺市景観条例施行規則の一部を改正する規則

堺市景観条例施行規則（平成23年規則第103号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「平成27年告示第371号」を「法第8条第1項の規定に基づき定める本市の景観計画をいう。以下同じ。」に、「指定した」を「指定する」に改め、同項第2号中「指定した」を「指定する」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 堺環濠都市地域 堺市景観計画において堺環濠都市地域として指定する区域をいう。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 建築物の新築又は移転をする場合にあつては、次のア又はイに掲げる区域の区分に応じ、当該ア又はイに定めるもの

ア 堺環濠都市地域以外の区域 建築物の規模が次のいずれかに該当するもの

(ア) 高さが15メートルを超えるもの

(イ) 地上からの階数が6以上のもの

(ウ) 延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの

イ 堺環濠都市地域 建築物の規模が次のいずれかに該当するもの

(ア) 高さが10メートルを超えるもの

(イ) 地上からの階数が4以上のもの

(ウ) 延べ面積が500平方メートルを超えるもの

第4条第2号中「の規模が前号アからウまでのいずれか」を「が前号ア又はイに規定する規模」に改め、同条第3号中「第1号アからウまでのいずれか」を「第1号ア又はイに規定する規模」に改める。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、条例第14条の規定による協議において当該図書を既に提出した者は、その内容に変更がないときは、当該図書の添付を省略することができる。

第25条第1項に次のただし書を加える。

ただし、条例第29条の規定による協議において当該図書を既に提出した者は、その内容に変更がないときは、当該図書の添付を省略することができる。

別表を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

(次のよう 別記)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年1月6日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の堺市景観条例施行規則（以下「新規則」という。）第4条の規定は、施行日以後に行われる届出等（景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に行われた届出等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市景観条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、新規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

別表（第8条、第25条関係）

行為の種類	図書		
	種類	縮尺	摘要
建築物又は工作物の新築（工作物にあつては、新設）、増築等若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え（工作物に係るものにあつては、法第16条第1項の規定による届出に限る。）	付近見取図	2, 500分の1以上	
	配置図	200分の1以上	当該敷地及び当該敷地周辺の地盤の高低差が確認できるように記載すること。
	各階平面図	200分の1以上	
	各面の立面図（彩色が施されたもの）	200分の1以上	建築物にあつては露出する建築設備及び各部分の仕上げを、工作物にあつては各部分の材料及び仕上げを着色、マンセル値（日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値をいう。以下この表において同じ。）の表示その他適当な方法により表示すること。
	主要部2面以上の断面図	200分の1以上	
	外構平面図	200分の1以上	植栽は、樹木名を記載すること。
	2方向以上の現況カラー写真		当該敷地及び当該敷地周辺の状況を示すこと。
	完成予想パース		人の目線の高さからの視点で作成され、及び当該建築物又は工作物の周辺の状況が確認できるものであること。
	使用する建材等の仕様書の写し		タイル、フェンス、手すり等の建材等が確認できるものであること。

建築物又は工作物の色彩の変更（工作物に係るものにあつては、法第16条第1項の規定による届出に限る。）	付近見取図	2, 500分の1以上	
	変更する部分の立面図 （彩色が施されたもの）	200分の1以上	建築物の色彩の変更にあつては露出する建築設備及び各部分の仕上げを、工作物の色彩の変更にあつては各部分の材料及び仕上げを着色、マンセル値の表示その他適当な方法により表示すること。
	2方向以上の現況カラー写真		当該敷地及び当該敷地周辺の状況を示すこと。

備考

- この表において「外構平面図」とは、門、柵、塀、擁壁、植栽、玄関周り、敷地内通路等の敷地内の外部構成を記載した平面図をいう。
- この表において「現況カラー写真」とは、当該敷地及び周辺の土地、建物、道路等の状況を示すカラー写真をいう。
- この表において「完成予想パース」とは、周辺の状況を含む着色した建築物等の完成予想パース又はこれに類するものをいう。
- この表において工作物に係る行為で、「配置図」及び「各面の立面図」を提出する場合において当該物件が建築物と一体をなすときは、建築物との位置関係が明らかとなる図書を併せて提出すること。
- この表において示す図書のうち、指定された縮尺による図書の提出が困難な場合は、別途協議の上その縮尺を決定するものとする。

様式第1号（第3条関係）

景観計画区域内における行為の事前協議申出書

年 月 日

堺市長 殿

申出者 住所（所在地）

氏名（名 称）

（代表者氏名）

電 話 番 号

堺市景観条例第14条の規定により、協議について申し出ます。

行為の場所		堺市			
設計者	住所（所在地）				
	氏名（名 称）				
	電 話 番 号				
施工者	住所（所在地）				
	氏名（名 称）				
	電 話 番 号				
景観計画区域の地域区分		☐ 都心・周辺市街地 ☐ 近郊市街地 ☐ 郊外市街地 ☐ 田園 ☐ 丘陵区市街地 ☐ 丘陵地 ☐ 臨海市街地			
用途地域等		☐ 第1種低層住居専用地域 ☐ 第2種低層住居専用地域 ☐ 第1種中高層住居専用地域 ☐ 第2種中高層住居専用地域 ☐ 第1種住居地域 ☐ 第2種住居地域 ☐ 準住居地域 ☐ 商業地域 ☐ 近隣商業地域 ☐ 準工業地域 ☐ 工業地域 ☐ 工業専用地域 ☐ 市街化調整区域			
行為の種類及び	1 建築物	主要用途 (戸)			
	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更	構造			
			協議部分	協議以外の部分	合計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ面積	m ²	m ²	m ²
		緑地面積	m ²	敷地面積に占める割合 %	

内 容		階 数	地上 階、地下 階	高さ	m
		屋 根	仕上げ方法		
			色彩		
		外 壁	仕上げ方法		
			色彩 (見付面積)		
			ベースカラー (m ²)		
	サブカラー (m ²)				
	アクセントカラー (m ²)				
	2 工作物	種類		構造	
	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更	高さ m		地上からの高さ m	
仕上げ方法		色彩			
延長・幅・ 面積・その他					
着手年月日		年 月 日	完了予定年月日		年 月 日

注意 該当する□にレ印を記入してください。

様式第2号（第7条関係）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

堺市長 殿

届出者 住所（所在地）

氏名（名 称）

（代表者氏名）

電 話 番 号

景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

行為の場所		堺市			
設計者	住所（所在地）				
	氏名（名 称）				
	電 話 番 号				
施工者	住所（所在地）				
	氏名（名 称）				
	電 話 番 号				
景観計画区域の地域区分		☐ 都心・周辺市街地 ☐ 近郊市街地 ☐ 郊外市街地 ☐ 田園 ☐ 丘陵区市街地 ☐ 丘陵地 ☐ 臨海市街地			
用途地域等		☐ 第1種低層住居専用地域 ☐ 第2種低層住居専用地域 ☐ 第1種中高層住居専用地域 ☐ 第2種中高層住居専用地域 ☐ 第1種住居地域 ☐ 第2種住居地域 ☐ 準住居地域 ☐ 商業地域 ☐ 近隣商業地域 ☐ 準工業地域 ☐ 工業地域 ☐ 工業専用地域 ☐ 市街化調整区域			
行為の種類及び	1 建築物	主要用途 (戸)			
	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更	構造			
			届出部分	届出以外の部分	合計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ面積	m ²	m ²	m ²
		緑地面積	m ²	敷地面積に占める割合 %	

内 容		階 数	地上 階、地下 階	高さ m
		屋 根	仕上げ方法	
			色彩	
		外 壁	仕上げ方法	
			色彩 (見付面積)	
			ベースカラー (m ²)	
	サブカラー (m ²)			
	アクセントカラー (m ²)			
	2 工作物	種類		構造
	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更	高さ m		地上からの高さ m
仕上げ方法		色彩		
延長・幅・ 面積・その他				
着手年月日		年 月 日	完了予定年月日	年 月 日

注意 該当する□にレ印を記入してください。

告 示

堺市告示第389号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する形質変更時要届出区域

堺市堺区匠町11番3、11番4及び12番2の各々の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 その他

当該形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する。

公 告

堺市公告第605号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第3

72号)の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成18年規則第18号)第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
氏名の振り仮名に関する住基法改正に伴う住民総合システム等改修業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
市民人権局市民生活部戸籍住民課
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年9月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士フィルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店
支店長 松尾 浩一郎
大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
¥47,982,000- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第606号

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）第19条第3項の規定に基づき、堺市立  
梅文化会館の指定管理者を指定したので、同条例第20条の規定により、次のとおり公告  
する。

令和6年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 堺市堺区翁橋町2丁1番1号  
名 称 梅文化会館共同事業体

（代表団体）

所在地 堺市堺区翁橋町2丁1番1号  
名 称 公益財団法人堺市文化振興財団

（他の構成団体）

所在地 大阪府中央区難波5丁目1番60号  
名 称 南海ビルサービス株式会社

2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第607号

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）第19条第3項の規定に基づき、堺市立
西文化会館の指定管理者を指定したので、同条例第20条の規定により、次のとおり公告
する。

令和6年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 大阪市西区京町堀1丁目4番16号

名 称 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

~~~~~

## 堺市公告第608号

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）第19条第3項の規定に基づき、堺市立東文化会館の指定管理者を指定したので、同条例第20条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 指定管理者

所在地 東京都港区芝3丁目23番1号

名 称 堺市立東文化会館コミュニケーショングループ

(代表団体)

所在地 東京都港区芝3丁目23番1号

名 称 株式会社JTBコミュニケーションデザイン

(他の構成団体)

所在地 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

名 称 日本管財株式会社

## 2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第609号

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）第19条第3項の規定に基づき、堺市立美原文化会館の指定管理者を指定したので、同条例第20条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 東京都目黒区東山1丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階
名 称 アクティオ株式会社

2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

~~~~~

## 堺市公告第610号

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成25年条例第44号）第22条第3項の規定に基づき、堺市立歴史文化にぎわいプラザの指定管理者を指定したので、同条例第23条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 指定管理者

所在地 大阪市西区京町堀1丁目4番16号  
名 称 SAKAI環プロジェクト

（代表団体）

所在地 大阪市西区京町堀1丁目4番16号  
名 称 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

(他の構成団体)

所在地 大阪府中央区難波5丁目1番60号

名 称 南海ビルサービス株式会社

2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第611号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第8項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和6年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

1 認定年月日及び認定番号 令和6年10月8日 第E-7号

2 対象区域 堺市北区長曾根町545番33

3 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館13階
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第612号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 開発区域

堺市北区奥本町二丁目5番1の一部

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地

株式会社泰明ハウジング

代表取締役 金城 泰然

~~~~~

堺市公告第613号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区土塔町2157番3、2157番65から2157番75まで、2163番2、2163番7及び地先里道

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府泉佐野市俵屋238番地の1

株式会社Kmun

代表取締役 菊 紀夫

消防局公告

堺市消防局公告第7号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年10月25日

堺市消防長 西 尾 学

催しの名称 第5回 一輪花 堺花火まつり
開催場所 堺市中区八田寺町320 原池公園
開催期間 令和6年11月2日（雨天順延時 令和6年11月4日）

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第156号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年10月25日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
上下水道局情報システム管理支援業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
上下水道局サービス推進部事業サポート課
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日

令和6年9月2日

4 落札者の氏名及び住所

日本アクセス株式会社

代表取締役社長 宮崎 健司

大阪府大阪市中央区淡路町4丁目2番13号 アーバンネット御堂筋ビル 17階

5 落札金額

¥49,975,200－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和6年6月26日